

マレーシアの個人情報保護法について

2013 年 11 月 15 日、マレーシアにおいて、個人情報保護法(Personal Data Protection Act 2010)('本法')が施行された。以下、本法の概要について説明する。

I 根拠法令

従前、マレーシアには個人情報の保護を目的とする法律はなかったが、2010 年に本法が成立し、2013 年 11 月 15 日に施行された。本法の主な目的は、民間における商業的経済活動(commercial transaction)に関連する個人情報の処理(processing of personal data)を規制することにある(本法前文)。

また、本法の下位法令として、Personal Data Protection (Class of Data Users) Order 2013('情報使用者の業種に関する本法令')、Personal Data Protection Regulations 2013('本法規則')、Personal Data Protection (Registration of Data User) Regulations 2013('情報使用者の登録に関する本法令')及び Personal Data Protection(Fees)Regulations 2013('手数料に関する本法令')も併せて施行されている。情報使用者の業種に関する本法令は、本法により登録が要求される「Class of Data User」(情報使用者の業種)を特定するもの(銀行や保険会社、航空会社などが特定されている。)、本法規則は、以下のⅢで記載する原則の内容などについて具体的に規定するもの、情報使用者の登録に関する本法令は、登録申請の必要書類などについて規定するもの、手数料に関する本法令は、個人情報へのアクセス要求時の手数料などについて規定するものである。

II 適用範囲

1 適用対象者

- (1) 本法の適用対象者は、「商業的経済活動」に関連して個人情報の処理又は処理の管理を行う者に限定されている(本法 2 条(1))。「処理の管理を行う者」とは、たとえば、企業から顧客情報の処理を委託されたデータプロセッサー((3)を参照)を指す。
- (2) まず、ここでのポイントは、「商業的経済活動」に関連して個人情報が処理されているかどうかである。ここで、「商業的経済活動」とは、契約によるか否かを問わず、経済的性質を有するすべての活動を意味し、商品若しくは役務の提供、代理、投資、融資、銀行業又は保険業に関連するいかなる事項も含む。但し、クレジットレポーティングビジネスを含まない(本法 4 条)。したがって、たとえば、雇用者と従業員間の雇用契約は「役務の提供」に該当するため、「商業的経済活動」に該当する。
- (3) 次に、「個人情報」とは、商業的経済活動に関連する情報で、data user('情報使用者')が持つ当該情報から又は当該情報とその他の情報を併せて特定できる data subject('情報対象者')に直接又は間接に関連するものを意味し、センシティブな個人情報(Ⅲ 2(1)をご参照)や情報対象者についての意見の表現を含む(本法 4 条)。ここで、「情報使用者」とは、単独又は共同で個人情報の処理又は処理の管理をする者を指すが、data processor('データプロセッサー')を含まない(本法 4 条)。「データプロセッサー」とは、情報使用者の従業員以外で、情報使用者のためにのみ個人情報を処理する

ものを指す(自らのために処理するものは含まれない。)(本法 4 条)。また、「情報対象者」とは、個人情報の対象となる個人を指す(法人は含まれない。)(本法 4 条)。

- (4) そして、「処理」とは、個人情報に関連し、個人情報を収集、記録、若しくは保存すること又は個人情報を(a)体系化、適応化又は変更、(b)復旧、参照又は使用、(c)送信、伝達又は頒布その他の方法により開示、(d)整理、統合、訂正、抹消又は破壊することを含む個人情報上のオペレーションを行うことを意味する(本法 4 条)。
- (5) 以上から、たとえば、雇用契約に際して従業員となる者の氏名、写真、及び Email Address を収集する雇用者は、雇用契約という「商業的経済活動」に関連して氏名、写真及びEmail Addressという「個人情報」を「処理」する者に該当するため、本法の適用対象者となる。
- (6) なお、本法は民間のみに適用されるもので、連邦政府又は州政府には適用されない。また、マレーシアの国外で個人情報を処理する者にも、マレーシア国内でさらに個人情報が処理されない限り、適用されない(本法 3 条)。

2 適用場面

本法の適用対象場面は、(a)適用対象者がマレーシアで設立され、当該適用対象者自身又はその従業員若しくは従事者によって個人情報が処理されている場合、又は(b)適用対象者がマレーシア外で設立されたものの、マレーシア国内でのトランジット目的以外で個人情報を処理するためにマレーシアにおける設備を使用する場合とされている(本法 2 条(2))。

Ⅲ 個人情報保護のための 7 つの原則

1 本法の適用対象者は、以下の 7 つの原則(本法 5 条)を遵守しなければならない。

- (1) 一般原則(General Principle)(本法 6 条)
- (2) 通知及び選択原則(Notice and Choice Principle)(本法 7 条)
- (3) アクセス原則(Access Principle)(本法 12 条)
- (4) 開示原則(Disclosure Principle)(本法 8 条)
- (5) 安全原則(Security Principle)(本法 9 条)
- (6) 保持原則(Retention Principle)(本法 10 条)
- (7) 情報完全性原則(Data Integrity Principle)(本法 11 条)

(1)から(4)は、情報対象者との関係において遵守すべき原則であり、(5)から(7)は、情報使用者内において遵守すべき原則である。

2 一般原則(General Principle)(本法 6 条)

(1) 個人情報の処理について、情報対象者の同意が必要

ア、通常の個人情報について

情報使用者は、個人情報(センシティブな個人情報を除く。)の処理する場合には、原則として、情報対象者から同意を得なければならない(本法 6 条(1))。なお、Ⅱ 1(3)に記載したとおり、個人情報には法人の情報は含まれないため、法人から同意を取得する必

要はない。同意書は、情報使用者によって適切に記録及び保持できる形式であれば、いかなる形式でも良いこととなっている(本法規則 3 条(1))。

しかし、例外として、(a)情報対象者が当事者となる契約(例：雇用契約)の履行に必要な場合、(b) 情報対象者が契約を締結しようとする場合で、契約締結段階において必要な場合、(c)情報使用者が法的義務(契約上の義務を除く。)を遵守する必要がある場合、(d)情報対象者の生命に関わる利益を守るために必要な場合、(e)司法行政(例：裁判所の裁判執行)のために必要な場合、又は(f)法律上与えられる職務の行使のため必要な場合には、情報対象者の同意がなくとも、個人情報进行处理することができる(本法 6 条(2))。したがって、たとえば、本法施行前に、雇用者が従業員との雇用契約締結時に従業員の個人情報を収集した場合は、(a)に該当するため、従業員から同意を得る必要はない。

イ、 センシティブな個人情報について

センシティブな個人情報については、原則として、情報対象者から明確な同意(explicit consent)を得ることが必要となる(本法 40 条(1)(a))。ここで、センシティブな個人情報とは、情報対象者の身体的・精神的健康状態、政治的信条、宗教的信念などを指す(本法 4 条)。

しかし、例外として、たとえば、情報使用者が情報対象者の同意を得ることが合理的に期待できない場合で、情報対象者の命を守るために個人情報の処理が必要な場合や、情報対象者自身が故意に自らの個人情報を公にした場合には、明確な同意がなくとも、個人情報进行处理することができる(本法 40 条(1)(b) (c))。

(2) 個人情報の処理が許されるための 3 要件

個人情報の処理が許されるためには、(a)情報使用者の活動に直結する適法な目的のために個人情報が処理されること、(b) 個人情報の処理が当該目的のために必要である又は直結していること、及び(c)個人情報が当該目的との関係で十分であるが過剰ではないこと(adequate but not excessive)の 3 要件を満たすことが必要である(本法 6 条(3))。したがって、たとえば、クレジットカードの発行のために、情報対象者に年収を記載させることは以上の 3 要件を満たすが、趣味を記載させることは過剰であり、以上の 3 要件を満たさないと考えられる。

3 通知及び選択原則(Notice and Choice Principle)(本法 7 条)

情報使用者は、情報対象者に対し、個人情報の処理について書面による通知をしなければならない。具体的な通知事項は、情報対象者の個人情報が情報使用者により処理されていること、当該個人情報の内容、個人情報が収集され、さらに処理されている目的、情報対象者の個人情報へのアクセス権、訂正要求権、個人情報に関する質問及び苦情の提出方法、個人情報の開示先である第三者の業種、個人情報の提供が義務か任意かの別などである(本法 7 条(1))。この通知は、情報使用者が最初に情報対象者の個人情報を収集するときなどに、できるかぎり速やかに(as soon as practicable)なされなければならない(本法 7 条(2))。また、この通知は、マレー語及び英語でなされなければならない(本法 7 条(3))。

この通知義務には、2(1)アの同意取得の場合と異なり、例外がないため、情報使用者は、顧客に対してのみならず、従業員に対しても通知をする必要がある。

4 アクセス原則(Access Principle)(本法 12 条)

情報対象者は、情報使用者が保有する自らの個人情報にアクセスする権利を有し、当該個人情報に不正確、不完全、誤解を招くもの、又はアップデートを要するものである場合には、訂正することができる。

5 開示原則(Disclosure Principle)(本法 8 条)

情報使用者は、個人情報収集時に開示した目的又はそれに直結する目的以外の目的(「その他の目的」)のために個人情報を第三者に開示する場合には、原則として情報対象者から同意を得なければならない。また、3 の通知に記載した開示先である第三者以外の者(「その他の者」)に個人情報を開示する場合にも、原則として情報対象者から同意を得なければならない。

しかし、例外として、犯罪の抑止又は捜査のために必要な場合、法律又は裁判所の命令によって開示が要求される場合、情報使用者が第三者に開示する法律的な権利があると合理的に信じた場合、情報使用者が、情報対象者が開示と開示される状況を知っていたならば同意をしたと合理的に信じて行動した場合、及び開示が Minister によって定められた公共の利益のためになるとして正当化された場合には、情報対象者から同意を得なくとも、その他の目的のために又はその他の者に開示をすることができる(本法 39 条)。

6 安全原則(Security Principle)(本法 9 条)

情報使用者は、個人情報の紛失や不正使用などを防止するため、個人情報の保管場所に注意を払うことなどによって具体的な措置(practical steps)をとらなければならない(本法 9 条(1))。また、自らの代わりにデータプロセッサに個人情報の処理を行わせる場合は、情報使用者は、データプロセッサが(a)処理を行う上で技術的にも組織的にも安全な手段を十分に保証していること及び(b)これらの手段を確実に履行する合理的な手順を踏むことを確認しなければならない(本法 9 条(2))。

7 保持原則(Retention Principle)(本法 10 条)

個人情報は、目的達成のために不要となった場合には、破棄されなければならない。破棄すべきかどうかは目的ごとに判断されるため、破棄すべき時期は一律に定められていない。

8 情報完全性原則(Data Integrity Principle)(本法 11 条)

情報使用者は、個人情報が正確で、完全で、誤解を招かないものであり、また常に最新のものであるように、合理的な措置をとらなければならない。

IV その他

1 Class of Data User に要求される登録

銀行や保険会社など、情報使用者の業種に関する本法令により、Class of Data User として特定されている者は、Commissioner に登録をしなければならない。手続きとしては、Class of Data User は、Commissioner に対し、登録申請書を、登録料及び添付書類(定款)とともに提出することが必要である(本法 15 条、情報使用者の登録に関する本法令 3 条(1))。Commissioner は、登録申請書を熟慮した上で、申請者を登録し、登録証明書(certificate of registration)を

申請者に発行する(本法 16 条)。登録証明書は、取り消されない限り、登録証明書が発行された日から少なくとも 12 ヶ月間は有効である(情報使用者の登録に関する本法令 4 条)。

登録された情報使用者は、登録証明書の原本については本店の目立つところに、登録証明書の真正なコピー(Commissioner から取得可能)については、各支店に、置かなければならない(情報使用者の登録に関する本法令 8、9 条)。

2 マレーシア国外へ情報を送信する場合の規制(同法 129 条)

原則として、情報使用者は、Minister が通知により特定した場所でない限り、マレーシア国外に情報対象者の個人情報を送信することはできない(同法 129 条(1))。Minister が特定する場所とは、基本的には本法と同様の法律がある国である(同法 129 条(2))。

しかし、例外として、情報対象者が同意した場合、情報使用者及び情報対象者間の契約の履行に情報の国外送信が必要な場合などには、Minister が特定する場所でもなくとも、マレーシア国外へ個人情報を送信することができる(同法 129 条(3))。

3 違反した場合の刑罰

たとえば、7つの原則のいずれかに違反した情報使用者には、300,000リンギ以下の罰金若しくは 2 年以下の懲役又はその両方が科せられる(本法 5 条(2))。また、登録が要求されるにもかかわらず、登録証明書の発行を受けずに個人情報を処理した者には、500,000 リンギ以下の罰金若しくは 3 年以下の懲役又はその両方が科せられる(本法 16 条(4))。

V 経過措置

1 本法施行前に処理された個人情報について

情報使用者が本法施行前に情報対象者又は第三者から集めた個人情報については、施行日(2013 年 11 月 15 日)から 3 ヶ月以内に本法の規定を遵守しなければならない(本法 145 条)。

2 本法施行前に個人情報を処理している者の登録について

本法施行日において個人情報を処理している者(情報使用者の業種に関する本法令により、Class of Data User として特定されている者に限る。)は、施行日(2013 年 11 月 15 日)から 3 ヶ月以内に登録をしなければならない(本法 146 条)。

弁護士 原 悦子
etsuko.hara@amt-law.com
弁護士 小杉 綾



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)、龍野 滋幹(shigeki.tatsuno@amt-law.com)又は福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下しますよう、お願いいたします。

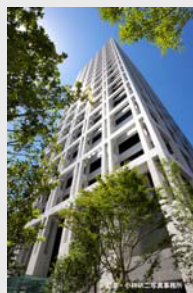
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、asia-ec-newsletter@amt-law.comまでご連絡下しますようお願い申し上げます。

.....

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー22階(総合受付)

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>